

松本大学松商短期大学部学則

第1章 総 則

第1条 本学は松本大学松商短期大学部と称する。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、本学園創立の精神、自主独立に基づく人間教育を行うことにより、地域産業の振興と地域文化の発展に貢献できる人材を育成することを以て目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学科、学生定員、修業年限及び教育研究上の目的

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
商 学 科	100名	200名
経営情報学科	100名	200名

2 松商短期大学部及び各学科の教育研究上の目的については次のとおりとする。

本短期大学部は第2条の規定に則り、「個性豊かな人材」、「地域社会に貢献できる人材」、「職業的に自立した人材」の育成を目指す。

〈商学科〉

現代社会の経済システムを動かしている企業や人間のビジネスを理解し、ビジネス社会で活躍する人材の育成を目指して、経済・金融・流通・会計の理論・技法を学ぶことを目的とする。

〈経営情報学科〉

現代社会の企業経営を支えている経営理論と情報システムを理解し、中堅企業人として活躍できる人材育成を目指して、企業経営と情報処理の理論・技法を学ぶことを目的とする。

(修業年限及び在学年数)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。但し、教授会の議を経て学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から 9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の開学記念日（4月28日）

春期休業日 夏期休業日 冬期休業日（当該学年暦による）

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、転学、転学科、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の他にも、教授会の審議の上、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に受験料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、保証人連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料、その他の納入金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学、転入学)

第14条 本学から他の短期大学に転学を希望する者は、理由を具し、本学学長の許可を得なければならぬ。

2 本学に他の短期大学より転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学科)

第15条 本学の学生で、本学の他の学科に転学科を願いでる者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転学科に関する規程は別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その理由を付し事前に学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1学期を以って単位とするが、1年を超えることができない。但し、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者。但し、第5条第2項の但し書きに該当する者を除く。

(2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる者

(4) 授業料、その他の納入金を所定の期日までに納付せず、督促してもなお納付しない者

(復学及び復籍)

第20条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 第16条による退学者及び前条の規定による除籍者については、教授会の議を経て学長が必要と認めた場合は、復学・復籍することができる。

3 前項により復学する場合は、教授会の議を経て学長が復学相当年次を決定する。

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第21条 本学の教育課程は、別に定める。

第22条 前条に定めるもののほか図書館司書及び介護職員初任者研修に関する科目を置く。

2 図書館司書に関する授業科目の単位数等は別に定める。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

- (1) 講義については、原則15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、実験、実習、実技等については、原則30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第25条 1の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価)

第26条 成績評価は、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)をもって表し、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)を合格、D(不可)を不合格とする。

2 成績評価と100点法による素点との関係については、以下のとおりとする。

- (1) S(秀) 100点～90点
- (2) A(優) 89点～80点
- (3) B(良) 79点～70点
- (4) C(可) 69点～60点
- (5) D(不可) 59点～0点

3 第1項の成績評価による学業成果を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、Pは合格として所定の単位を与え、Fは不合格とすることができる。

5 第1項の規定にかかわらず、本学以外で修得した単位を、本学において修得したものとみなし、Nとして所定の単位を与えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 本学において、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業すること（以下「長期履修学生」という。）を希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、62単位以上を修得するとともに、満足な学修成果を収めなければならない。

(卒業)

第29条 本学に2年以上在学し、前条に定める単位数及び学修成果を満たした者については、学期の区分に応じ、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(短期大学士)

第30条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 本学において授与する短期大学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|--------------|
| 商学科 | 短期大学士（商学） |
| 経営情報学科 | 短期大学士（経営情報学） |
- (資格の取得)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

資格及び免許状の種類

図書館司書・介護職員初任者研修

- 2 図書館法第4条による司書の資格を取得しようとする者は別に定める図書館司書に関する授業科目から、図書館法施行規則第4条に従い24単位以上を修得しなければならない。
- 3 介護職員初任者研修の資格を取得しようとする者は「介護保険法施行規則第22条第23項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月31日厚生労働省告示第219号）」第3項に規定する内容を包括した科目「介護職員初任者研修」を取得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 学生の留学について必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(連携開設科目)

第34条 短期大学設置基準第5条の2に規定する連携開設科目において修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項により与えることができる単位数は、第32条第1項及び前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第33条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

第7章 受験料、入学金、授業料その他の費用

(受験料等の金額)

第36条 本学の受験料、入学金、授業料等の金額は別に定める。

(授業料の納入期)

第37条 授業料は前期分と後期分とに分けてそれぞれ4月と9月に分納するものとする。

- 2 所定の期日までに授業料その他を納付することができないときは、保証人連署で願い出て納付猶予の許可を受けなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第38条 学期の中途中で退学又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第39条 休学の学期に対する授業料は徴収しない。但し、在籍料を徴収する。

(復学の場合の授業料)

第40条 学期の中途中において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途中で卒業する場合の授業料)

第41条 学年の中途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第42条 納付した受験料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第43条 本学に学長、短期大学部長、学科長、教授、准教授、講師、助手及び事務職員、労務職員を置く。

- 2 前項の他、副学長、助教及び専門員を置くことができる。

(学長)

第44条 学長は、学校教育法の定めるところにより、校務に関して最終決定を行う権限を有する。

第9章 全学協議会及び教授会

(全学協議会)

第45条 本学における全学的意思決定事項について審議し、学長に意見を述べるため、全学協議会を置く。

- 2 全学協議会に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第46条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるために審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

- (2) 学位の授与
 - (3) 学則の改正
 - (4) 教育課程に関する事項
 - (5) 教員の人事に関する事項
 - (6) 学生の退学、休学、除籍、復学及び復籍、転学、転入学、編入学、転学部、転学科、賞罰に関する事項
 - (7) 学生の試験及び単位認定に関する事項
 - (8) 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生の取扱いに関する事項
 - (9) その他教育研究に関する重要な事項
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また学長、学部長の求めに応じて意見を述べる。

(教授会の構成)

第47条 教授会は、基幹教員の教授、准教授、講師を以て組織する。

- 2 基幹教員については、別に定める。また、前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に他の職員を加えることができる。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生・聴講生・外国人留学生・帰国生徒入学生

(科目等履修生)

第49条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として教授会の議を経て学長が履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第24条及び第25条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第50条 本学において特定の授業科目の聽講を希望する者があるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て学長が聴講生として聽講を許可することがある。

- 2 聽講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(帰国生徒入学生)

第52条 日本国籍を有する満18歳以上の者で、外国で学校教育を受けた者が本学に入学を志願する場合、選考の上、教授会の議を経て学長が帰国生徒入学生として入学を許可することがある。

- 2 帰国生徒入学生について必要な事項は別に定める。

第11章 公開講座（開放講座）

(公開講座)

第53条 大学に公開講座を開放することがある。

- 2 公開講座に関する細則は別にこれを定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第54条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第55条 学生が法令、本学その他の諸規則に違反した場合は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱す等、学生としての本分に反した者

第13章 雜 則

(改廃)

第56条 本学則の改廃は、教授会及び全学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は昭和28年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則施行に必要な細則は別にこれを定める。
- 3 本学則は昭和29年 4月 1日から施行する。
- 4 本学則は昭和48年 4月 1日から施行する。
- 5 本学則は昭和49年 4月 1日から施行する。
- 6 本学則は昭和52年 4月 1日から施行する。
- 7 本学則は昭和54年 4月 1日から施行する。
- 8 本学則は昭和55年 4月 1日から施行する。
- 9 本学則は昭和56年 4月 1日から施行する。
- 10 本学則は昭和57年 4月 1日から施行する。
- 11 本学則は昭和59年 4月 1日から施行する。
- 12 本学則は昭和60年 4月 1日から施行する。
- 13 本学則は昭和62年 4月 1日から施行する。
- 14 本学則は昭和63年 4月 1日から施行する。
- 15 本学則は平成元年 4月 1日から施行する。
- 16 本学則は平成元年10月12日から施行する。
- 17 本学則は平成 2年 4月 1日から施行する。
- 18 本学則は平成 3年 4月 1日から施行する。
- 19 本学則は平成 4年 4月 1日から施行する。
- 20 本学則は平成 6年 4月 1日から施行する。
- 21 本学則は平成 9年 4月 1日から施行する。
- 22 本学則は平成14年 4月 1日から施行する。
- 23 本学則は平成16年 4月 1日から施行する。
- 24 本学則は平成17年12月 1日から施行する。

- 25 本学則は平成19年 4月 1日から施行する。
- 26 本学則は平成20年11月 1日から施行する。
但し、第36条の変更については平成21年 4月 1日から施行する。
- 27 本学則は平成21年 4月 1日から施行する。
- 28 本学則は平成23年 4月 1日から施行する。
- 29 本学則は平成24年 4月 1日から施行する。
- 30 本学則は平成25年 4月 1日から施行する。
- 31 本学則第29条3項については、平成26年度入学生より適用する。
- 32 本学則は平成26年 4月 1日から施行する。
- 33 本学則は平成27年 4月 1日から施行する。
- 34 本学則は平成28年 4月 1日から施行する。
- 35 本学則は平成29年 4月 1日から施行する。
- 36 本学則は平成30年 4月 1日から施行する。
- 37 本学則は2019年 4月 1日から施行する。
- 38 第21条の変更については、2019年度入学生より適用する。
- 39 本学則は2020年 4月 1日から施行する。但し、第21条及び第34条の変更については2020年度入学生より適用する。
- 40 本学則は2021年 4月 1日から施行する。但し、第21条の変更については2021年度入学生より適用する。
- 41 本学則は2022年 4月 1日から施行する。但し、第21条の変更については2022年度入学生より適用する。
- 42 本学則は2023年 4月 1日から施行する。但し、第21条の変更については2023年度入学生より適用する。
- 43 本学則は2024年 4月 1日から施行する。但し、第21条の変更については2024年度入学生より適用する。
- 44 本学則は2025年 4月 1日から施行する。
- 45 本学則は2025年 9月 1日から施行する。